

## 部活動のあり方検討委員会設置要綱

三重県教育委員会

### (名 称)

第1条 本委員会は、部活動のあり方検討委員会（以下「本会」という。）という。

### (目 的)

第2条 本会は、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築する観点から、子どもたちのスポーツ・文化活動の機会を確保しつつ、部活動における教員の負担軽減も踏まえ、学校における持続可能な部活動のあり方を検討することを目的とする。

### (検討事項)

第3条 委員は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 学校における持続可能な部活動のあり方に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、県部活動ガイドラインに関し必要な事項

### (委 員)

第4条 本会は、学識経験者及び次の(2)～(13)に掲げる団体からの推薦委員をもって構成する。

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| (1) 学識経験者     | (2) 市町教育長会       |
| (3) 県小中学校長会   | (4) 県立学校長会       |
| (5) 県教職員組合    | (6) 県中学校体育連盟     |
| (7) 県高等学校体育連盟 | (8) 県高等学校野球連盟    |
| (9) 県高等学校文化連盟 | (10) 県中学校吹奏楽連盟   |
| (11) 県PTA連合会  | (12) 県高等学校PTA連合会 |
| (13) 県スポーツ協会  |                  |

- 2 その他、本会が必要と認める場合は、上記以外の関係者を招請することができる。
- 3 委員等が本会に参加できない場合は、代理者を充てることができる。

### (役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- |         |    |          |    |
|---------|----|----------|----|
| (1) 委員長 | 1名 | (2) 副委員長 | 1名 |
|---------|----|----------|----|

### (役員を選任)

第6条 委員長は、学識経験者をもって充てる。

- 2 副委員長は、委員のうちから委員長が選任する。

### (役員職務)

第7条 委員長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

### (会 議)

第8条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

### **(作業部会)**

第9条 本会の中に、作業部会を設置し、学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行について検討する。作業部会は、保健体育課に事務局を置き、教育委員会事務局：保健体育課、教職員課、小中学校教育課、地域連携・交通部：スポーツ推進課、競技力向上対策課、環境生活部：文化振興課とする。

### **(事務局)**

第10条 本会の事務を処理するため、三重県教育委員会事務局保健体育課に事務局を置く。

### **(関係課)**

第11条 本会の関係課は三重県教育委員会事務局：教職員課、高校教育課、小中学校教育課、特別支援教育課、地域連携・交通部：スポーツ推進課、競技力向上対策課、環境生活部：文化振興課とする。

### **(補 則)**

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

なお、本要綱は本会の目的が達成された後、廃止する。

また、三重県部活動ガイドライン取組検証委員会は廃止するが、市町教育委員会及び学校の部活動運営方針の取組状況についての調査、確認については、本会の検討事項として取扱う。

附 則 この要綱は、令和2年10月19日から施行する。

この要綱は、令和5年5月29日から施行する。

この要綱は、令和7年5月9日から施行する。

## 令和7年度 部活動のあり方検討委員会 委員一覧

	所属 役職	名前
1	三重大学教育学部 准教授	大隈 節子
2	三重県市町教育長会 委員（松阪市教育委員会 教育長）	中田 雅喜
3	三重県小中学校長会 副会長（松阪市立飯南中学校 校長）	藤本 伸一
4	三重県立学校長会（県立稲生高等学校 校長）	横山 勝規
5	三重県教職員組合 書記長	黒田 喜昭
6	三重県中学校体育連盟 理事長（鈴鹿市立神戸中学校 教諭）	八尾 晃二
7	三重県高等学校体育連盟 理事長（県立稲生高等学校 教諭）	宮本 真輝
8	三重県高等学校野球連盟 副理事長（県立川越高等学校 教諭）	愛洲 秋人
9	三重県高等学校文化連盟 事務局長（県立神戸高等学校 教諭）	杉江 典嗣
10	三重県中学校吹奏楽連盟 会長（四日市市立橋北中学校 校長）	丹羽 浩也
11	三重県PTA連合会 専務理事	磯和 雅志
12	三重県高等学校PTA連合会 副会長	鈴木 寛子
13	公益財団法人三重県スポーツ協会 主幹	黒川 雅司
14	株式会社ジャパンスポーツ運営 専務取締役	豊田 さおり
15	三重県柔道協会 副理事長（熊野市立新鹿小・中学校 校長）	松田 元
16	いすゞウキウキクラブ 事務局長	東浦 久修
17	特定非営利活動法人楠スポーツクラブ 副理事長 クラブマネージャー	田中 由紀子

## 国・県のこれまでの状況及び令和7年度の取組について

国は、令和5年度から7年度を改革推進期間と位置づけ、中学校における休日の部活動について地域移行することを各自治体に求めてきましたが、令和7年5月に公表した、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」における最終とりまとめでは、改革期間を6年間延長し、令和8年度から10年度を前期、11年度から13年度を後期の改革実行期間と決めました。また、現時点で休日の部活動の地域移行に着手していない地方公共団体においても、前期の間に着手することを求めることとしました。

### 1 現状

本県では、「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」を策定するとともに、協議会や意見交換会、部活動改革コーディネーターの聴き取り等を通して、市町の取組における進捗状況の確認や、課題解決に向けた取組の検討を行ってきました。

令和6年度に県教育委員会が行った調査では、休日の地域連携または地域移行を実施する部活動は、運動部全1511部活動のうち525部活動[約35%（うち地域移行：約12%）]であり、文化部が全315部活動のうち37部活動[約12%（うち地域移行：約2%）]となっています。

令和6年度の主な取組は以下のとおりです。

#### ① 国の地域クラブ活動への移行に向けた実証事業

- ・7市町（令和5年度4市町）で実施され、令和8年度末までの休日の部活動の地域移行をめざした環境整備が行われました。

#### ② 部活動の地域移行スタートアップ補助事業（県単補助事業）

- ・国の実証事業の対象外となるが、市町が行う地域移行をめざした取組の支援について、4市町で実施され、大学との連携等の新たな取組が展開されました。

#### ③ 指導者の確保と質の向上

- ・指導者の確保等が各市町共通の課題となっていることから、中学校のスポーツ・文化芸術活動の指導を希望する方と、指導者を必要とする市町や地域クラブ等とをマッチングするWebサイト「みえ地域クラブ活動人材バンク」を、令和7年2月20日に開設しました（令和7年7月15日現在221名登録）。また、指導力の向上を目的とした、指導者養成講習会を実施しました。

#### ④ 周知、広報

- ・地域移行に対する県民の理解を図るために、県広報紙やメディア等を活用し、広く情報発信を行いました。

### 2 課題

依然として、周知・広報の必要性、指導者の確保と指導力の向上、受入団体の確保、地域クラブ活動に係る費用負担のあり方等の課題があります。各市町の地域移行に係る協議会において、地域のニーズを踏まえ、これらの課題について検討を進めていくとともに、各市町の実態に応じた県の支援が必要となります。

### 3 今後の取組

#### ① 周知・広報

- ・人材バンクの周知とともに地域移行の理解促進のため、県広報紙やテレビ、新聞広

告やラジオ等、各種メディアを通して地域移行についての周知・広報を行います。

## ② 指導者の確保と指導力の向上

- ・チラシや広報誌を用いて、人材バンクの周知・広報を行うことで、新たな指導者の確保につなげていきます。
- ・県内の大学や運動部を有する企業等に協力を依頼し、市町において指導に携わる方の掘りおこしを行います。
- ・指導力の向上については、J S P O公認指導者資格を取得するための講習会を2回実施します（昨年度は1回実施）。
- ・県スポーツ推進局と連携して、資格取得の講習会や指導力向上を図る研修会の案内を行います。

## ③ 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備

- ・直ちに運営団体・実施主体の確保が困難な市町に対しては、まずは市町が中心となり地域クラブ活動を進めていくなど、新たな運営方法等について、部活動改革コーディネーターが訪問等を行い支援・助言します。
- ・総合型地域スポーツクラブ、競技団体、スポーツ少年団等、スポーツ関係団体や、市町文化協会等の文化芸術団体に依頼し、実施主体の確保に努めます。また、地域移行が円滑に進められるよう実施主体を統括し、学校との連携や生徒・保護者への情報提供の支援、指導者の管理、資金調達、人材確保等の事務局機能を有する運営団体の設立支援や組織強化の援助を国へ要望します。

## ④ 財政的支援

- ・部活動の地域連携・地域移行の推進を図ることを目的に、国の実証事業と部活動の地域移行スタートアップ補助事業（運動部・文化部両方を対象）を実施し、地域の実情に応じて取組を進める市町を支援します。なお、令和7年度の国の実証事業は、9市町で実施され、そのうち熊野市は、尾鷲市、御浜町、紀宝町、紀北町の4市町と広域的な連携の実証を行います。
- ・各市町が財政状況に影響されず円滑に地域連携・地域移行を進められるよう、恒久的な補助事業の構築や必要な財源の確保、支援の充実を国に要望します。さらに、経済的に困窮する世帯の生徒をはじめ、保護者負担の軽減等、継続して幅広い支援を国に要望します。
- ・費用負担のあり方について、国の実証事業を通じた検討や、過去の実証事業における収支構造例を他の市町に周知するなど、地域の実情に応じた取組が進められるよう支援・助言します。

参考：部活動の地域移行スタートアップ補助事業（運動部・文化部両方を対象）

（予算額：2,100千円 県補助率1/2）

<主な取組>指導者配置支援

<補助対象経費>報酬、報償費、旅費、役務費

## 令和7年度の予定（案）

5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ 公表</li> <li>・令和7年度部活動のあり方検討委員会第1回作業部会</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第18回市町等教育委員会担当者との部活動のあり方意見交換会</li> <li>・令和7年度部活動のあり方検討委員会第2回作業部会</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」（第2回）</li> <li>・令和7年度第1回部活動のあり方検討委員会（本日）</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域クラブ活動の定義・要件等や、受益者負担の金額の目安を提示（国）</li> <li>・令和7年度部活動のあり方検討委員会第3回作業部会</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第19回市町等教育委員会担当者との部活動のあり方意見交換会</li> <li>・令和7年度第2回部活動のあり方検討委員会</li> <li>・令和7年度第4回部活動のあり方作業部会</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国ガイドラインの改訂予定</li> <li>・令和7年度部活動のあり方検討委員会第5回作業部会</li> <li>・第20回市町等教育委員会担当者との部活動のあり方意見交換会</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度第3回部活動のあり方検討委員会</li> </ul>

※国ガイドライン改訂に伴い、さらに作業部会及び意見交換会を行う可能性があります。

令和7年7月18日

各競技団体・関係団体  
代表者様

三重県教育委員会事務局  
保健体育課長  
三重県地域連携・交通部スポーツ推進局  
スポーツ推進課長

県内各市町の中学校における部活動の地域連携・地域移行に係るご協力  
について（依頼）

平素より本県の学校教育の振興にご理解とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。  
このことについて、6月に開催されました三重県スポーツ協会定例理事会及び定時評議員会において、貴重なお時間をいただき、ご依頼させていただきましたが、改めまして、各市町の競技団体・関係団体ならびに所属指導者の皆さまに、下記の通りご依頼させていただいた内容を周知いただきますようお願い申し上げます。

#### 記

県及び各市町が、地域移行をすすめる上での最大の課題は指導者の確保です。県では、人材バンクを開設し、地域人材の掘り起こしや、休日に市町の教員が希望する場合には、兼職兼業で、地域移行したクラブでの指導ができるモデルを示す等、課題解決に向けた取組を行っているところですが、指導者が不足している状況です。

そこで、以下のような形で、各競技団体の皆さまにご協力いただければ、課題解決に向け大きく前進する可能性があります。

#### ○競技団体の皆さまにご協力いただきたいことの例

- (1) 総合型地域スポーツクラブや、受入団体確保のめどが立たない市町に対して、競技団体自体が運営団体および実施主体となるような参画の仕方
- (2) 市町が受入をお願いしている総合型地域スポーツクラブ等に、指導者を派遣する参画の仕方
- (3) 各競技団体で、指導者の皆さまに対して県の人材バンクへの登録を促していただき、市町の依頼に応じていただく形での参画

このように、ご協力いただく形の例を挙げさせていただきました。子どもたちのスポーツ、文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実のため、何卒ご協力いただきますようお願いいたします。

**【送付資料】**

- 01\_地域クラブ活動推進体制イメージ図
- 02\_各市町の指導者を必要としているクラブ（R7. 5. 30 時点）
- 03\_休日の部活動の地域移行を公表しているまたは実施済の市町
- 04\_令和7年度市町等教育委員会事務局 部活動担当者 連絡先一覧表
- 05\_送付資料1～4について

**【事務担当】**

三重県教育委員会事務局

保健体育課 水井 遼

TEL 059-224-2973

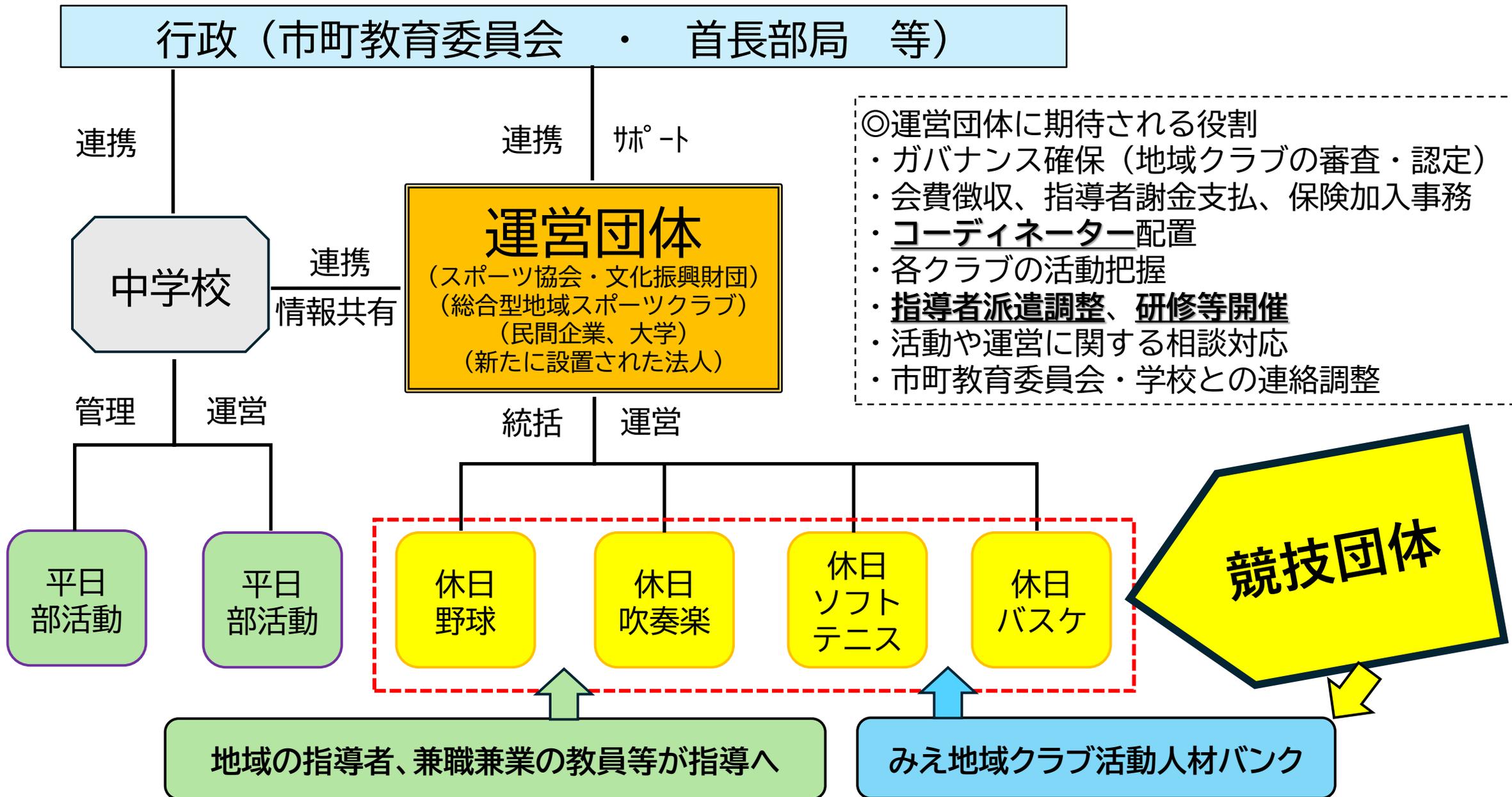
三重県地域連携・交通部スポーツ推進局

スポーツ推進課 中嶋 美佳

TEL 059-224-2986

# 地域クラブ活動推進体制イメージ図

【資料5】



## 各市町の指導者を必要としているクラブ (R7.5.30時点)

※現在調査中の市町から、クラブや指導者数の報告が入り次第、更新の予定

クラブ名	市町名	男子部、女子部 または男女不問	必要 クラブ数	必要 指導者数
サッカー	桑名市	男子部	4	12
	東員町	男子部	1	2
	四日市市	男子部	12	21
	朝日町	男子部	1	1
	川越町	男女不問	1	2
	松阪市	男女不問	4	6
	伊勢市	検討中	検討中	検討中
	鳥羽市	男女不問	1	3
	志摩市	男女不問	1	1
ソフトテニス	桑名市	女子部	3	9
	木曾岬町	女子部	1	1
	東員町	男女不問	2	4
	四日市市	男子部	8	13
	四日市市	女子部	10	16
	朝日町	女子部	1	2
	川越町	女子部	1	1
	松阪市	検討中	検討中	検討中
	度会町	女子部	1	1
	度会町	男子部	1	1
	南伊勢町	女子部	1	2
	伊勢市	検討中	検討中	検討中
	志摩市	男女不問	1	3
	紀北町	男女不問	4	0
	熊野市	男子部	3	4
	熊野市	女子部	3	4
	御浜町	男女不問	2	2
バドミントン	川越町	男子部	1	2
	川越町	女子部	1	2
	津市	男女不問	8	26
	南伊勢町	女子部	1	2
	伊勢市	検討中	検討中	検討中
	志摩市	男女不問	1	3
	紀北町	男女不問	1	0

## 各市町の指導者を必要としているクラブ (R7.5.30時点)

※現在調査中の市町から、クラブや指導者数の報告が入り次第、更新の予定

クラブ名	市町名	男子部、女子部 または男女不問	必 要 クラブ数	必 要 指導者数
バスケットボール	東員町	男女不問	4	8
	四日市市	男子部	13	20
	四日市市	女子部	13	20
	菰野町	女子部	2	1
	朝日町	女子部	1	1
	朝日町	男子部	1	2
	川越町	男子部	1	2
	川越町	女子部	1	2
	亀山市	男子部	1	3
	亀山市	女子部	1	3
	松阪市	男子部	7	13
	松阪市	女子部	6	12
	度会町	男子部	1	1
	伊勢市	検討中	検討中	検討中
	志摩市	男女不問	1	3
	伊賀市	男子部	5	8
	伊賀市	女子部	5	10
	紀北町	男子部	2	0
	熊野市	男女不問	1	2
	御浜町	男子部	1	0
御浜町	女子部	2	1	
軟式野球	桑名市	男子部	4	9
	木曾岬町	男女不問	1	3
	東員町	男子部	1	2
	朝日町	男子部	1	1
	川越町	男女不問	1	1
	松阪市	男女不問	7	12
	伊勢市	検討中	検討中	検討中
	志摩市	男女不問	1	3
	度会町	男子部	1	1

## 各市町の指導者を必要としているクラブ (R7.5.30時点)

※現在調査中の市町から、クラブや指導者数の報告が入り次第、更新の予定

クラブ名	市町名	男子部、女子部 または男女不問	必 要 クラブ数	必 要 指導者数
バレーボール	木曾岬町	女子部	1	2
	東員町	男女不問	3	6
	四日市市	女子部	15	22
	朝日町	女子部	1	2
	朝日町	男子部	1	2
	川越町	男子部	1	2
	川越町	女子部	1	2
	多気町	女子部	1	1
	度会町	女子部	1	1
	志摩市	男女不問	1	3
	伊賀市	女子部	5	7
	伊勢市	検討中	検討中	検討中
	名張市	男女不問	6	6
	紀北町	女子部	1	0
	熊野市	女子部	2	4
	御浜町	女子部	1	0
ソフトボール	四日市市	女子部	5	0
	伊勢市	検討中	検討中	検討中
剣道	伊勢市	検討中	検討中	検討中
	尾鷲市	男女不問	1	1
硬式テニス	四日市市	男子部	9	18
	四日市市	女子部	9	18
水泳	四日市市	男女不問	2	6
	紀北町	男女不問	1	0
ラグビー	熊野市	男女不問	1	2

## 各市町の指導者を必要としているクラブ (R7.5.30時点)

※現在調査中の市町から、クラブや指導者数の報告が入り次第、更新の予定

クラブ名	市町名	男子部、女子部 または男女不問	必要 クラブ数	必要 指導者数
卓球	いなべ市	男女不問	1	3
	東員町	男女不問	3	6
	四日市市	男子部	13	20
	四日市市	女子部	12	18
	朝日町	女子部	1	2
	朝日町	男子部	1	2
	川越町	男子部	1	1
	多気町	男女不問	1	1
	伊勢市	検討中	検討中	検討中
	鳥羽市	男女不問	1	2
	志摩市	男女不問	1	3
	伊賀市	男子部	10	17
	伊賀市	女子部	5	10
	名張市	男女不問	7	5
	紀北町	男女不問	1	0
	熊野市	男女不問	1	2
	御浜町	男女不問	4	2
陸上競技	東員町	男女不問	1	0
	四日市市	男女不問	5	8
	鳥羽市	男女不問	1	3
	紀宝町	男女不問	1	1
	朝日町	女子部	1	1
	度会町	女子部	1	0
	朝日町	男子部	1	0
	度会町	男子部	1	0
	伊勢市	検討中	検討中	検討中
	志摩市	男女不問	1	2
	南伊勢町	男女不問	2	4
	紀北町	男女不問	1	0
	紀宝町	男女不問	1	0

○休日の部活動の地域移行を公表しているまたは実施済の市町

(令和7年5月時点)

・桑名市 (令和8年度中)

・四日市市(令和8年12月)

・鈴鹿市 (令和8年10月)

・菰野町 (令和8年度中)

・伊賀市 (令和8年度中)

・大紀町 (令和5年度)

No.	市町名	部活動担当 所管課	担当者職名	担当者名	電話番号	メールアドレス
	三重県	教育委員会 事務局保健 体育課	課長補佐兼 班長 主幹兼係長 充指導主事	岡村 教正 関口 大介 水井 遼	059-224-2973	hotai@pref.mie.lg.jp
1	桑名市	教育指導課 生徒指導係	指導主事	伊藤 聖	0594-24-1241	kshidom@city.kuwana.lg.jp
2	木曽岬町	教育課	課長補佐兼 指導主事	川端 浩揮	0567-68-1617	gakkyou@town.kisosaki.mie.jp
3	いなべ市	いなべ市教 育委員会事 務局 学校 教育課	課長補佐	田中 初佳	0594-86-7844	gakko@city.inabe.mie.jp
4	東員町	学校教育課	主幹	目黒 真平	0594-86-2815	gakkyo02@town.toin.lg.jp
5	四日市市	四日市市教 育委員会事 務局教育推 進課みんな のブカツ推 進室	指導主事	清水 圭	059-354-8256	minnano-bukatsu@city.yokkaichi.mie.jp
6	菰野町	教育課	指導主事	福田 晃大	059-325-6143	kyouiku@town.komono.mie.jp
7	朝日町	生涯学習課	課長 課長補佐兼 指導主事	大橋 健司 福井 貴徳	059-377-2513 059-377-5657	s-kyouiku@town.asahi.mie.jp kyouiku@town.asahi.mie.jp

令和7年度市町等教育委員会事務局 部活動担当者 連絡先一覧表

No.	市町名	部活動担当 所管課	担当者職名	担当者名	電話番号	メールアドレス
8	川越町	学校教育課	主監兼指導 主事	川田 重弥	059-366-7121	<a href="mailto:k-kyoui@town.kawagoe.mie.jp">k-kyoui@town.kawagoe.mie.jp</a>
9	鈴鹿市	鈴鹿市教育 委員会事務局 教育指導 課	副主幹	河原 晶子	059-382-9028	<a href="mailto:kyoikushido@city.suzuka.lg.jp">kyoikushido@city.suzuka.lg.jp</a>
10	亀山市	学校教育課 教育研究G	指導主事	齊藤 萌	0595-84-5077	<a href="mailto:kyouken@city.kameyama.mie.jp">kyouken@city.kameyama.mie.jp</a>
11	津市	学校教育部 教育研究支 援課	生徒指導・ 保健 担当副主幹	大東 勇斗	059-229-3293	<a href="mailto:226-3164@city.tsu.lg.jp">226-3164@city.tsu.lg.jp</a>
12	松阪市	学校教育課	指導主事	竹内 伸吾 世古 浩平	0598-53-4388	<a href="mailto:gakukyo.div@city.matsusaka.lg.jp">gakukyo.div@city.matsusaka.lg.jp</a>
13	多気町	教育課	主査	藤原 崇智	0598-38-1121	<a href="mailto:kyoiku@town.mie-taki.lg.jp">kyoiku@town.mie-taki.lg.jp</a>
14	明和町	教育課	主任	小濱 万智	0596-52-7124	<a href="mailto:kyouiku@town.mie-meiwa.lg.jp">kyouiku@town.mie-meiwa.lg.jp</a>
15	大台町	生涯学習課	係長	宮本 誉	0598-82-3791	<a href="mailto:odai-gaku@odaitown.jp">odai-gaku@odaitown.jp</a>

令和7年度市町等教育委員会事務局 部活動担当者 連絡先一覧表

No.	市町名	部活動担当 所管課	担当者職名	担当者名	電話番号	メールアドレス
16	伊勢市	学校教育課	主幹(兼) 指導主事	中村 真弓	0596-22-7881	<a href="mailto:kvo-gako@city.ise.lg.jp">kvo-gako@city.ise.lg.jp</a>
17	玉城町	生涯教育係	主事	辻井三嗣	0596-58-8212	<a href="mailto:syoukyou@town.tamaki.lg.jp">syoukyou@town.tamaki.lg.jp</a>
18	南伊勢町	教育委員会 事務局	係	石谷 紘嵩	0596-77-0002	<a href="mailto:kyouiku@town.minamiise.lg.jp">kyouiku@town.minamiise.lg.jp</a>
19	大紀町	教育委員会 事務局	係長	西村 勝敏	0598-72-4040	<a href="mailto:kvo@town.mie-taiki.lg.jp">kvo@town.mie-taiki.lg.jp</a>
20	度会町	教育委員会 事務局 社会教育係	係長 係長	藤田 一久 安田 恭輔	0596-62-2422	<a href="mailto:kvoi@town.watarai.lg.jp">kvoi@town.watarai.lg.jp</a>
21	鳥羽市	教育委員会 生涯学習課	係長	小阪 雅利	0599-25-1268	<a href="mailto:sports@city.toba.lg.jp">sports@city.toba.lg.jp</a>
22	志摩市	学校教育課	指導主事	樋田 良一	0599-44-0336	<a href="mailto:ky-gakushido@city.shima.lg.jp">ky-gakushido@city.shima.lg.jp</a>
23	伊賀市	教育委員会 事務局 学 校教育課	指導主事	富田 敦子	0595-22-9649	<a href="mailto:kyouiku@iga.ed.jp">kyouiku@iga.ed.jp</a>

令和7年度市町等教育委員会事務局 部活動担当者 連絡先一覧表

No.	市町名	部活動担当 所管課	担当者職名	担当者名	電話番号	メールアドレス
24	名張市	学校教育室	指導主事	白鷹 直樹	0595-63-7882	<a href="mailto:gakkou@city.nabari.lg.jp">gakkou@city.nabari.lg.jp</a>
25	尾鷲市	教育委員会	指導主事	西川 彰哉	0597-23-8292	<a href="mailto:kyouiku1@city.owase.lg.jp">kyouiku1@city.owase.lg.jp</a>
26	紀北町	教育委員会 学校教育課	課長	直江 仁	0597-46-3124	<a href="mailto:gakkou@town.mie-kihoku.lg.jp">gakkou@town.mie-kihoku.lg.jp</a> <a href="mailto:m-kyouiku@town.mie-kihoku.lg.jp">m-kyouiku@town.mie-kihoku.lg.jp</a>
27	熊野市	教育委員会 学校教育課	指導主事	杉谷 隼人	0597-89-4111	<a href="mailto:kyouiku@city.kumano.lg.jp">kyouiku@city.kumano.lg.jp</a>
28	御浜町	教育委員会 事務局学校教育係	指導主事	榎本 伸一郎	05979-3-0526	<a href="mailto:m-kyouiku@town.mihama.mie.jp">m-kyouiku@town.mihama.mie.jp</a>
29	紀宝町	教育委員会 事務局教育課	主事	長谷川 佳祐	0735-33-0341	<a href="mailto:kyouiku@town.kiho.lg.jp">kyouiku@town.kiho.lg.jp</a>

送付資料5～8について

資料5・・・地域クラブ活動推進体制イメージ図

県および各市町において、最大の課題は指導者の確保です。県では、人材バンクを開設し、地域人材の掘り起こしや市町の教員が希望する場合には、兼職兼業で、地域移行したクラブでの指導に当たることのできるモデルを示すなど、課題解決に向けた取組を行っているところですが、指導者が不足している状況です。

資料6・・・各市町の指導者を必要としているクラブ(R7.5.30 時点)

各市町に、指導者を必要としているクラブを報告していただいたものです。どの競技に何人ぐらいの指導者が必要であるかを一覧にしました。例えば、サッカーにおいては、東員町で、地域移行を行うにあたり、1クラブ必要で、そこには指導者が2名必要であるということが記載されています。

なお、サッカーでは、ここに記載の6市町の指導者が満たされれば地域移行が完成するという表ではありません。現在、調査中の市町や精緻に時間がかかっている競技もあり、数字につきましては、あくまで令和7年5月時点のもので、今後、新たな市町名が追加されたり、指導者数が増えたりすることも考えられます。

この一覧表にない競技団体様におかれましても、受け入れ先としてご一考ください。

資料7・・・休日の部活動の地域移行を公表しているまたは実施済の市町

参考として、既に部活動の地域移行を行っている市町や、今後、休日の部活動の地域移行を行うことを公表している市町の一覧です。

資料8・・・令和7年度市町等教育委員会事務局 部活動担当者 連絡先一覧表

県教育委員会保健体育課及び、各市町部活動担当課の一覧表です。

今回のご依頼に少しでも興味をもったり、不明な点がありましたら、まずは、県教育委員会の保健体育課、担当水井(059-224-2973)までご一報いただきたいと思います。

また、直接各市町に直接連絡をとっていただいても結構です。

三重県地域クラブ活動の理念及び認定要件（案）

1 理念について

～ 三重県の地域移行（展開）に対する考え方 ～

- 子どもたちが目的や関心に応じて活動を選択でき、主体性を育むことができる学びの場であるとともに、心身の健やかな成長と自立が促され、生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむための土台をつくる場として発展させることをめざす。
- 子どもたちが幅広い世代の人々と豊かに交流することで、地域に愛着を持ち、地域社会を支える人材として成長できる場となるよう、地域全体で関係者が連携して持続可能なクラブ運営を支え、発展させることをめざす。

2 認定要件のモデルについて

～ 各地域クラブが満たすべき要件 ～

- 三重県における地域クラブ活動の理念に賛同していること。
- 国・県・市町の定める「部活動ガイドライン等」及び「地域クラブの在り方に関する方針等」に準じた活動が行われていること。
- 営利を活動の主たる目的とせず、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定していること。
- 団体の規約等に基づいた運営がなされ、公正かつ適正な会計処理を行い、関係者に対する情報開示が適切に行われていること。
- 活動状況や年間計画等について、定期的に生徒の在籍校と情報共有等が行えること。
- 生徒の健康、安全を第一に考え、熱中症や落雷等の事故防止に努め、活動中の事故やトラブルに対する責任者が明らかであること。
- 公認指導者資格を有している、または市町が基準として示すコンプライアンス研修等を受講している指導者が携わり、生徒の人権を尊重した活動を行っていること。
- 暴力・ハラスメント等の相談窓口を、生徒や保護者へ積極的に周知していること。

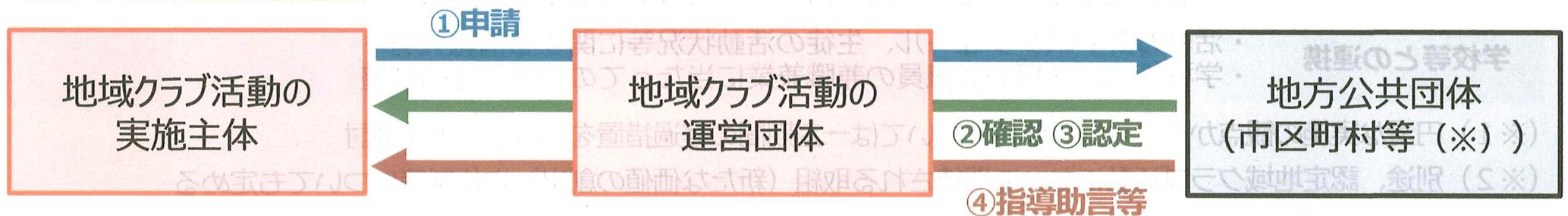
## 制度構築に当たっての基本方針

- ① **学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動**に関する要件等として、ふさわしい内容とする。  
（営利等を目的とする民間クラブの活動との区別や質の担保、生徒の多様なニーズへの対応、公的支援の対象とするなどの観点を十分に考慮）
- ② **地域クラブ活動の多様な実態**を踏まえる（高い基準となり過ぎない、個別具体的な内容となり過ぎない）。
- ③ **地方公共団体における認定事務等の円滑な実施**にも配慮する。

## 定義・呼称

国が示した要件、認定手続等に基づき、市区町村等が、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「**認定地域クラブ活動**」という。

## 認定方法・手続



- ①地域クラブ活動の実施主体からの**申請**（運営団体を經由）
- ②地方公共団体による**確認**（必要に応じて現地調査等を実施）
- ③地方公共団体による**認定**
- ④地方公共団体による認定後の**指導助言等**（必要に応じて認定取消し）

(※) **基本的に市区町村が認定等を実施**。都道府県立学校等に関する地域クラブ活動については都道府県が認定等を実施

(※) 国が示した要件に則って、**市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動**については、**認定したものとみなす**

# 地域クラブ活動に関する認定制度の概要（たたき台）②

## 認定要件の骨子

事項	要件・確認事項のポイント
活動の目的・理念	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障</li><li>・競技性や成果のみに偏重しない、広域からの生徒招集や参加者の選抜等をしない</li></ul>
活動時間・休養日	<ul style="list-style-type: none"><li>・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内</li><li>・週2日（休日だけ活動する場合は週1日）の休養日を設定</li></ul>
会費	<ul style="list-style-type: none"><li>・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な会費を設定（国が示す目安を踏まえる）</li></ul>
指導体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・暴言・暴力・ハラスメント等の不適切行為の防止徹底</li><li>・地方公共団体が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導</li></ul>
安全確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・生徒の健康状態や気温等の環境を考慮した適切な活動の実施</li><li>・施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備、事故等が発生した場合の責任関係等の明確化</li><li>・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者、指導者等）</li></ul>
運営体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理及び関係者への情報開示</li><li>・営利を主たる目的とせずに運営 ・大会等に参加する場合の運営への積極的な協力</li></ul>
学校等との連携	<ul style="list-style-type: none"><li>・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有</li><li>・学校施設の活用や教職員の兼職兼業に当たっての適切な連絡調整</li></ul>

(※1) 円滑な実施の観点から、一部の要件については一定期間の経過措置を設けることを検討

(※2) 別途、認定地域クラブ活動において期待される取組（新たな価値の創出）や体制等についても定める

## 想定される認定の効果（メリット）

- ① 市区町村等による情報提供の促進
- ② 公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免等）
- ③ 希望する 教職員の兼職兼業の対象
- ④ 大会・コンクールへの円滑な参加 など

三重県地域クラブ活動の理念及び認定要件 素案の加筆・修正等について		【とりまとめ】
理念素案	加筆・修正等	
<p>子どもたちが目的や関心に応じて選択でき、心身の健やかな成長と自立を促し、主体性を育むことのできる学びの場とするとともに、生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむための土台づくりの場として発展させることをめざす。</p>	<p>【松阪市】この理念の主語が何であるかを明確にする必要性を感じる。「三重県地域クラブ活動は」なのか「教育委員会は」なのかで表現が変わってくるのではないと思う。また、「地域クラブ活動の在り方の理念」なのか、「地域展開に対する考え方の理念」なのかでも、表現が変わってくるのではないか。</p> <p>・「子どもたちが・・・選択でき、心身の健やかな・・・を促し」となっているところの、文のつながりに違和感を感じる。</p> <p>成長と自立を促すのは「子どもたち」ではないので、「促され」ではないか。</p> <p>・「発展させる」とあるが、「教育委員会は」が主語と考えてよいのか。</p> <p>【松阪市としての案】</p> <p>(地域クラブ活動は) 子どもたちが目的や関心に応じて活動を選択でき、主体性を育むことのできる学びの場であるとともに、心身の健やかな成長と自立が促され、生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむための土台づくりの場として発展させることをめざす。</p>	
<p>地域全体で関係者が連携して支え、幅広い世代の人々と子どもたちが豊かに交流することで、地域に愛着を持ち、地域社会を支える人材を育むことができる場として発展させることをめざす。</p>	<p>【桑名市】関わる指導者にとっても、やりがいや有用感を感じながら活動に携わることができる(追記)</p> <p>【木曾岬町】【意見】そもそも「幅広い世代の人々と子どもたちが豊かに交流する」ことが不可能な状況である。かかわっていただく人を探すのもままならない状況であるため、「地域全体で関係者が連携して支え、その人々と子どもたちが交流することで、…」などのように、少しトーンを下げたほうが良いのではないか。理念があまりにも無理な感じがする。</p> <p>【松阪市】・地域に愛着をもつのは「子どもたち」と考えてよいのか。</p> <p>・地域社会を支える人材となるのは「子どもたち」と考えてよいのか。</p> <p>【松阪市としての案】</p> <p>(地域クラブ活動は) 地域全体で関係者が連携して支え、子どもたちと幅広い世代の人々が豊かに交流することで、地域に対する愛着や、地域社会を支える人材を育む場として発展させることをめざす。</p> <p>【熊野市】地域全体で関係者が連携して支え、幅広い世代の人々と子どもたちが豊かに交流することで、地域に愛着を持ち、持続可能なクラブ運営を通して、地域社会を支える人材を育むことができる場として発展させることをめざす。</p>	
<p>理念案</p>		
<p>○子どもたちが目的や関心に応じて活動を選択でき、主体性を育むことのできる学びの場であるとともに、心身の健やかな成長と自立が促され、生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむための土台づくりの場として発展させることをめざす。</p>		
<p>○地域全体で関係者が連携して支え、幅広い世代の人々と子どもたちが豊かに交流することで、地域に愛着を持ち、持続可能なクラブ運営を通して、地域社会を支える人材を育むことができる場として発展させることをめざす。</p>		

認定要件のモデルについて	ご意見・ご質問等
<p>国・県・市町の定める「部活動ガイドライン等」及び「地域クラブの在り方に関する方針等」に準じた活動が行われていること。</p>	<p>【松阪市】地域クラブが独自性を出しすぎることなく、学校部活動の顧問や他の地域クラブと連携・協力して歩調を合わせる事が重要と考える。そのために、この点を考慮した認定要件が必要ではないか。</p>
<p>団体の規約等に基づいた運営がなされ、適正な会計処理が行われていること。</p>	<p>【桑名市】営利目的を主とした運営でない  (持続可能性の観点及び安全確保の観点から) 複数の役員及び、指導者が、運営及び指導に携わっていること</p> <p>【四日市市】・国の最終とりまとめでは、法人格の取得について触れられているが、そこへの言及もあるとよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「保険加入について」生徒、指導者もスポーツ安全保険等への加入はあるが、団体の保険加入について触れる必要がある。</li> <li>・「適正な会計処理」については、源泉徴収等の納税について触れる必要がある。</li> </ul> <p>【松阪市】地域クラブ活動として認定する団体は、学校部活動の教育的意義をふまえて、会計上、会費等の収益が他の事業に使われないなど、営利を目的としない団体であるべきだと考える。適正な会計処理は当然のこと、営利目的ではないことを明確にする必要性を感じる。</p>
<p>活動状況について、定期的に生徒の在籍校と情報共有等が行えること。</p>	<p>【四日市市】地域クラブに対し、学校側から定期的に生徒の情報提供をすることは、学校の業務負担が多くなるため、地域クラブから情報提供の要請があれば行う程度に留めたい。また、試合等の成績、表彰、県の強化選手など進路に係る情報は定期的に地域クラブが学校に提供するようにしたい。</p>
<p>活動中の事故やトラブルに対する責任者が明らかであり、その解決に向け、必要に応じて学校と連携して対応できること。</p>	<p>【桑名市】保険に加入していること(生徒)</p> <p>【東員町】活動を行っている生徒が多数の学校で集まっている場合や参加生徒の数が多き場合は、情報共有をする時間が多くなり、学校の負担になる可能性があるのではないかとと思う。(働き方改革と逆行)</p> <p>【四日市市】事故やトラブルについて、学校施設の瑕疵であれば、連携し対応が必要であるが、地域クラブ内のトラブル等については、原則的に地域クラブで対応すべきであるとする。</p> <p>【鈴鹿市】学校外の活動で起きた事故やトラブルの解決を学校に持ち込まれるのは、教員の業務を増やすばかりで、負担軽減にはならない。  (修正案)</p> <p>活動中の事故やトラブルに対する責任者が明確であり、その対応方法について団体内で共通理解が図られている。</p> <p>【亀山市】学校の関係者が入っていない地域クラブ活動でのトラブルの場合、情報共有はしてもらい、学校内での見守りなどはしていくものの、直接的な指導は主として地域クラブ活動でしていただくこととなると思います。トラブルに関する不満等を保護者が学校に訴えてきたときの対応が難しいと思いました。</p> <p>【松阪市】地域展開の意義をふまえると、学校との連携は不可欠であると思うが、一方で、実施主体となる団体の責任を明確にし、その責任のもとで解決をはかることが必要ではないか。</p> <p>この項目で、「必要に応じて学校と連携して対応できること」は不要と考える。</p>

<p>公認指導者資格を有している、または市町が基準として示すコンプライアンス研修等を受講している指導者が携わっていること。</p>	<p>【桑名市】有効な公認資格を有している。          保険に加入していること（指導者）          【川越町】教員が兼職兼業で地域クラブで活動する場合もあるので、この要件を満たせない場合があるのではないか。（校内で行われるコンプライアンスミーティング等を基準にできればよいとは思いますが）          【亀山市】子どもたちに質のいい指導していくためにも資格などは所持していることは重要な観点の一つではあると思うが、様々なハードルを課すことで地域によって指導者が確保できないことにもつながると思います。安易に条件を決めてしまうのではなく、どこまでを指導者として認めていくのか、縛るのかは慎重に議論していく必要があると思います。          【伊勢市】公認スポーツ・文化芸術指導者資格を有しているまたは市町が基準として示す研修等を受講している指導者が携わっていること。</p>
<p>その他ご質問やご意見</p>	
<p>【桑名市】現在市として定めてある「桑名市教育委員会公認地域クラブ取扱に関する要綱」に基づいて記入を行った。</p> <p>【木曽岬町】今のやり方で地域移行・展開を各市町単位で進めていくと、学校数や生徒数など市町の規模の大小により、生徒が選択できる活動の場に差が出てしまうので、1つ目の理念が、絵に描いた餅の状況になってしまうことが危惧される。本町でも、地域移行・展開に向け精一杯取り組んでいくが、地域格差は努力しても埋めがたい現状があることをお知りおきいただきたい。</p> <p>【四日市市】学校教育活動として行われてきた部活動が地域（民間）に展開するなかで、法人格取得、源泉徴収等の納税、保険加入など、生徒の技術的指導以外の業務が多岐に渡るため、地域クラブ運営のノウハウやモデルケース的なものが示されると大変ありがたい。</p> <p>【鈴鹿市】認定要件について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動ガイドラインを守ること</li> <li>・適正な会計処理をすること</li> <li>・生徒の状況把握をすること</li> <li>・活動中の事故、トラブルを解決すること</li> </ul> <p>これらは部活動指導そのものではないでしょうか。教員以外の地域指導者が運営する団体で、上記5条件を満たせる団体は果たしてどれほどあるのか疑問です。地域クラブに部活動と同質な内容を求めるあまり、部活動指導に加えてあらたに学校に地域クラブ関連の業務が増える結果となることを危惧します。</p> <p>【松阪市】○理念について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導要領解説に「学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高い」と示されていることもふまえ、「これまで学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させていく活動であること」を示す表現を入れてはどうか。地域クラブ活動と民間のクラブチーム等との明確な違いを示す必要性を感じる。</li> </ul> <p>○認定要件について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国から示される可能性のある「受益者負担の水準」もふまえ、スポーツ庁の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」にも示されているとおり、「可能な限り低廉な会費を設定する」など、保護者の経済的負担が少ないことも、必要な要件であると考えらる。</li> <li>・地域で子どもを育てる視点から、参加する生徒が県内全域に及ぶなど、広域的な団体はふさわしくないのではないかと考える。</li> <li>・団体やチームの構成が能力主義に偏っている団体もふさわしくないと考える。少なくとも、団体への参加の門戸が広く開かれており、かつ、誰でも参加しやすい環境をつくるための努力をしている団体である必要性を感じる。また、ルールや倫理を軽んじ、結果がすべてであるような、教育的意義のかけの勝利至上主義的な活動を認めないような要件が必要ではないか。</li> </ul> <p>【熊野市】今後、地域展開が進み、学校現場から部活動が離れていくことを考えると、大会運営などにも積極的に地域クラブの方にも参加してもらう必要がある。また、指導者に対する報償費やクラブ運営費などの補助も継続的に必要となる。学校から、部活動がなくなれば、地域クラブがない地域とある地域では、運動格差が生まれることが考えられる。教育の専門家である教員が部活動として指導していても様々な課題があったが、今後、地域展開を行うにあたり課題はでてくる。継続的な指導者の講習会や研修会などの充実も必須となる。</p>	



みえ地域クラブ活動人材バンクの活用について(案)

令和 7 年 2 月 20 日に運用開始した「みえ地域クラブ活動人材バンク」(以下、人材バンク)の今後の活用については、以下のように考えています。

現在、指導者の募集をすることができるのは、予めアカウントを付与した市町担当課のみであり、各市町の部活動指導員の募集のみに、活用されています。(マッチングまで至った件数は 4 件)

県では、地域クラブの認定要件モデルについて、現在検討中ではありますが、国が認定要件を示す時期との兼ね合いもあり、最終的なモデルを示すまでにはまだ時間を要します。

しかしながら、人材バンクへの登録指導者については、「登録をしたのみ」という状態が続いているため、県の認定要件を示す前に、国の実証事業を受託している市町が、地域移行先として認めている総合型地域スポーツクラブのみ先行して、指導者の募集を行えるようにしたいと考えます。

※総合型地域スポーツクラブについては、国が示す認定要件モデル基準以上の登録基準をクリアしています。

手順は以下のとおりです。

- ①市町担当課(学校教育、生涯学習)が地域移行先として認めている総合型地域スポーツクラブに、人材バンクのアカウントを発行するか希望をとる。
- ②希望をしたクラブは、市町担当課を通じ、アカウント情報を県に提出。
- ③県はアスフィール(※人材バンク運営会社)に情報を提出。
- ④アスフィールより希望したクラブへ直接、ログイン ID、パスワードを付与。
- ⑤県主催オンライン会議にてアスフィールによる、人材バンク利用方法の説明会を実施。
- ⑥クラブにて募集開始。

※クラブが人材バンク上で指導者を募集する際には、必ず市町担当課が内容を確認したうえで許可を得ることを必要とする。(資料 14 参照)

# 人材バンクシステム概要図

